

奥州市監査委員告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年7月11日

奥州市監査委員 及川新太
奥州市監査委員 松本富二郎
奥州市監査委員 及川梅男

1 監査の概要

(1) 監査の対象とした部課等(機関)名及び監査実施期日等

予備監査 平成24年5月17日及び5月18日

本監査 次のとおり

部課等(機関)名	実施期日	担当監査委員
江刺南保育所	平成24年5月21日	及川新太 松本富二郎 及川梅男
玉里保育所	平成24年5月21日	
梁川保育所	平成24年5月21日	
広瀬保育所	平成24年5月21日	
稲瀬保育所	平成24年5月22日	松本富二郎 及川梅男
田原保育所	平成24年5月22日	
いずみ保育園	平成24年5月22日	
みなみ保育園	平成24年5月22日	
衣川保育所	平成24年5月23日	及川新太 松本富二郎 及川梅男
前沢保育所	平成24年5月23日	

(2) 監査の対象とした事項及び範囲

平成23年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)における財務等に関する事務の執行

(3) 監査の目的及び着眼点

平成23年度に執行された財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等(機関)名	監査の結果
江刺南保育所	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
玉里保育所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
梁川保育所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められ

	た。
広瀬保育所	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
稲瀬保育所	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
田原保育所	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
いずみ保育園	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
みなみ保育園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川保育所	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
前沢保育所	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。